

議案第69号

港区旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」といいます。）による、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」といいます。）の改正等を踏まえ、港区旅館業法施行条例（平成24年港区条例第13号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

令和5年6月14日、改正法が公布され、感染症のまん延防止の観点から、宿泊拒否事由がこれまでより明確化され、新たな条項が追加されました。これに伴い、条例で引用していた法の条項について、一部改正が必要となりました。

また、以前の法改正により、ホテル営業及び旅館営業が統合されました。この改正に伴い、条例の洋式浴室及び和式浴室に関する規定についても浴室として統合することが適切であるため、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 条例で引用している法の条項番号を修正します。
- (2) 洋式浴室及び和式浴室に関する規定を浴室に関する規定として統合します。

3 施行期日

改正法の施行の日

※改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

港区旅館業法施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第五条 法第五条第一項第四号の規定による条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第七条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 浴室は、次の基準によること。</p> <p>イ 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。</p>	<p>(前略)</p> <p>(宿泊を拒むことができる事由)</p> <p>第五条 法第五条第三号の規定による条例で定める事由は、宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるときとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第七条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「政令」という。)第一条第一項第八号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 浴室は、次の基準によること。</p> <p>イ 洋式浴室を設ける場合の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備であること。</p>

<p>ロ (略)</p> <p>ハ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>八〇十一 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。</p>	<p>ロ (略)</p> <p>ハ 和式浴室を設ける場合には、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>八〇十一 (略)</p> <p>(後略)</p>
---	---

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の概要

※衆議院による修正を踏まえた内容

改正の概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るため、旅館業の営業者が新型コロナウイルス感染症等の症状を呈している宿泊者等に対して感染防止対策への協力を求めることができることとするほか、事業譲渡に係る手続の整備等を講ずる。

改正の趣旨

1. 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策、差別防止の更なる徹底等【旅館業法】

(1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化等

- ① 特定感染症（※）が国内で発生している期間に限り、旅館業の営業者は、
 - ・ 特定感染症の症状を呈する宿泊者等に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力や、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告を求めることができることとする。
 - ・ その他の宿泊者に対し、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができることとする。
- (※)特定感染症：感染症法における一類感染症・二類感染症・新型コロナウイルス感染症・新感染症及び指定感染症のうち入院等の規定が適用されるもの。
- ② 宿泊拒否事由（伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき）を、「特定感染症の患者であるとき」と明確化する。
- ③ 宿泊しようとする者が営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したときは、営業者は宿泊を拒むことができることとする。

(2) 差別防止の更なる徹底等

- ① 旅館業の営業者は、その施設における感染症のまん延防止対策の適切な実施や、高齢者、障害者等の特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供のため、その従業員に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならないこととする。
- ② 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、宿泊拒否事由のいすれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、感染症に関する専門的な知識を有する者、旅館業の業務に関し専門的な知識及び経験を有する者並びに旅館業の施設の利用者の意見を聴いて、宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め及び宿泊拒否事由等に関し、営業者が適切に対処するために必要な指針を定めるものとする。
- ④ 営業者は、当分の間、(1) ②又は③のいずれか一方で宿泊を拒んだときは、その理由等を記録しておくものとする。等

2. 生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継【食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、美容師法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律】

- ① 事業譲渡について、事業を譲り受けた者は、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することとする。
- ② 都道府県知事等は、当分の間、①の規定により営業者の地位を承継した者の業務の状況について、当該地位が承継された日から6ヶ月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならないこととする。

施行期日

公布の日（令和5年6月14日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日